

ID: 191

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	聖籠町都市公園条例 第3条第1項及び第3項（第20条において準用する場合を含む。）		
例規番号	昭和59年 条例第11号		
<p>【根拠条文】 (行為の制限) 第三条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>一 行商、興行、募金、その他これらに類する行為をすること。 二 業として写真又は映画を撮影すること。 三 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 四 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、場所又は都市公園施設、行為の内容、その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。 3 第一項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。 4 町長は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める限り、第一項又は前項の許可を与えることができる。 5 町長は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日